

「国民健康保険税」が変わります



加入者が病気やけがをしたときの医療費などに充てられる大切な財源・国民健康保険税。4月から課税区分と税率が変更され、10月からは65歳～74歳の世帯主の年金からの特別徴収が始まります。

課税区分と税率が変更

平成20年4月から、国民健康保険税の「基礎課税分」の中に算入していた老人保健拠出金分を、「後期高齢者支援金等課税分」として分離し、課税区分を新設しました。

これに伴い、基礎課税分の所得割と均等割を引き下げ、代わりに後期高齢者支援金等課税分に所得割と均等割を新設しました。税率などは合算すれば平成19年度と変

表1 課税区分と税率

課税区分		改正前	改正後	備考
基礎課税分 (全加入者対象)	所得割	6.7%	5.4%	1.3%引き下げ
	均等割(1人当たり)	20,000円	16,000円	4,000円引き下げ
	平等割(世帯当たり)	13,000円	13,000円	従来通り
	課税限度額	530,000円	450,000円	80,000円引き下げ
後期高齢者 支援金等課税分 (全加入者対象)	所得割	-	1.3%	新設(基礎課税分から分離)
	均等割	-	4,000円	
	課税限度額	-	110,000円	
介護納付金 課税分 (40～64歳対象)	所得割	1.4%	1.4%	従来通り
	均等割	13,000円	13,000円	
	課税限度額	80,000円	80,000円	

わりません。(表1)

課税限度額については、基礎課税分と後期高齢者支援金等分を合わせると、3万円の引き上げになります。介護納付金課税分は税率などに変更はありません。

10月に年金からの特別徴収開始

65～74歳までの国民健康保険に加入している世帯主を対象に、平成20年10月に支給される年金から、国民健康保険税を直接引き落とす「特別徴収」が始まります。これにより、納付のために金融機関などへ出向く手間が解消されます。

特別徴収の対象者には、7月中旬に納税通知書と特別徴収開始通知書を送付します。第1期～第3期は、これまで通り納付書で納付または口座から引き落としさせていただきます。10月支給分の年金から特別徴収の開始となります。(表2)

特別徴収の対象

次の①～④のすべてに該当する場合です。

- ①世帯主が国民健康保険の加入者であること：世帯主が、被用者保険(政府管掌・組合健康保険や共済組合など)の加入者である場合や、75歳以上で長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加

入者である場合は、特別徴収の対象となりません

- ②世帯内の国民健康保険の加入者全員が65～74歳であること：世帯に65歳未満の国民健康保険の加入者がいる場合は、特別徴収の対象となりません。ただし、世帯内の65歳未満の人が全員、被用者保険の加入者である場合は対象となります

- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること

- ④国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

表2 平成20年度の国保税の納付方法

期別	納付書・口座振替	年金からの特別徴収の場合	
第1期	平成20年 7月31日	第1～3期は左の通り納付書または口座から引き落としとなります	
第2期	平成20年 9月 1日		
第3期	平成20年 9月30日		
第4期	平成20年10月31日	10月支給分	世帯主の年金から特別徴収
第5期	平成20年12月 1日	12月支給分	
第6期	平成21年 1月 5日	2月支給分	
第7期	平成21年 2月 2日	年度の途中で増額の場合、納付書・口座振替での納付も合わせてお願いする場合があります	
第8期	平成21年 3月 2日		